

岩手県選挙管理委員会告示第98号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年9月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1（1）市町村名 大船渡市
- （2）指定を取り消した施設の名称 漁業地域交流センター、甫嶺地区集会施設
- 2（1）市町村名 陸前高田市
- （2）指定を取り消した施設の名称 陸前高田市民体育館、広田地区コミュニティセンター、気仙地区コミュニティセンター、陸前高田市ふれあいセンター
- 3（1）市町村名 釜石市
- （2）指定を取り消した施設の名称 釜石市立大渡集会所、釜石市立新田神ノ沢集会所、釜石市立只越福祉集会所、釜石市立根浜集会所、釜石市立鶴住居上集会所、本郷地区生活改善センター、釜石市唐丹林業センター、釜石市両石漁村センター、釜石市箱崎漁村センター、釜石市立片岸集会所、釜石市立東前集会所、尾崎白浜地区コミュニティ消防センター、新浜町地区コミュニティ消防センター
- 4（1）市町村名 山田町
- （2）指定を取り消した施設の名称 山田漁村センター、北浜防災センター、船越漁村センター